

鶴岡市公告第103号

下記のとおり、プロポーザル方式により業務委託契約の受注候補者を特定するので、公告する。

令和7年6月6日

鶴岡市長 皆川 治



記

- 1 業務委託名 コミュニティ・子育て拠点整備基本計画策定及び基本設計業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 3 業務内容 別に公表する「コミュニティ・子育て拠点整備基本計画策定及び基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」のとおり
- 4 参加するために必要な資格及び手続き 実施要領のとおり
- 5 企画提案書の作成等 実施要領のとおり
- 6 企画提案書の評価方法及び受注候補者の特定 実施要領のとおり
- 7 その他 詳細は、実施要領に定めるところによる。
- 8 実施要領を示す場所 鶴岡市ホームページ
- 9 契約に関する基本事項
 - (1) 契約保証金 鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第3条の規定による。
 - (2) 契約書の作成 鶴岡市契約に関する規則第2条規定により、作成を要する。
 - (3) 支払い条件 鶴岡市建築設計業務委託契約約款によるものとする。
- 10 担当部署（問い合わせ先）

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市 市民部 コミュニティ推進課（鶴岡市役所4階）
電話（ダイヤルイン）0235-35-1203
メールアドレス community@city.tsuruoka.yamagata.jp